

令和2年9月

理美容業者、葬祭業者、
柔道整復等施術所開設者等の皆様へ

衛生事業者等感染防止対策支援事業費助成金の整備期間等の延長について

標記助成金の整備期間、申請受付期間の延長についてお知らせします。
整備期間等の延長後の申請受付要項は、県HPに掲載しています。

1 助成金の概要

(1) 概要

社会生活を維持する上で必要な施設で、一定時間（15分程度）、直接の接触を要するサービスを行うため、感染リスクが高い衛生関係事業者等に対し、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として取り組む設備の整備等に要する経費を支援します。

(2) 助成対象者

理美容業者（出張で理美容業務を行う者を含む）、柔道整復等施術所開設者（出張であん摩マッサージ指圧業、はり業、きゅう業を行う者を含む）、葬祭業者等

(3) 助成対象設備等

- ①パーテーション、②飛沫感染防止アクリル板、③透明ビニールカーテン、
④非接触型自動水栓、⑤空気清浄機、⑥トイレ内の人感センサー付き照明器具、
⑦店内の換気に必要な網戸又は換気扇、⑧自動消毒液噴霧器、⑨非接触体温計、
⑩オゾン発生器、⑪消毒液、⑫ハンドソープ、⑬マスク、⑭使い捨て手袋、
⑮防護服等、⑯ペーパータオル又はタオル、⑰使い捨てシート、⑱カットクロス

(4) 助成額

定額5万円（ただし、1事業者当たり、対象事業費は6万2500円（税込み）以上のものに限る。この額に満たない場合は、助成を受けることはできません。）

2 期間の延長について

区分	現行	延長後
助成対象となる整備期間 ※	原則、7月27日（月） ～9月30日（水） （66日間）	原則、7月27日（月） ～ <u>10月30日（金）</u> （96日間）
申請受付期間	8月3日（月） ～10月15日（木）当日消印有効 （74日間）	8月3日（月） ～ <u>11月16日（月）</u> 当日消印有効 （106日間）

※ただし、4月1日（水）～7月26日（日）までに整備された設備等（この間に整備されたことが分かる書類の提出が必要）も対象。

3 問合せ先

申請に係る問合せは、富山県衛生事業者等感染防止対策支援事業費助成金事務局（☎076-471-5540）で受け付けています。

<受付時間：午前9時～午後5時（平日のみ）>